

建築士事務所の開設者がその業務に関して

請求することのできる報酬の基準が改正されました

「改正業務報酬基準」説明会 (参加費無料・CPD 2単位)

国土交通省では、近年の建築物の設計、工事監理の多様化・複雑化及び発注内容・水準の高度化等に伴い、業務報酬基準で定めている業務内容・品質と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、事業者の実態調査結果に基づき、建築士事務所が業務に応じた適正な報酬を得られるよう、基準の改正（2019年告示第98号 2019年1月21日施行）を行いました。

設計、工事監理の適正な業務報酬によって、業務の健全化、良質な建築物の整備を図っていただきますようお願いいたします。

主催：(公社)日本建築士会連合会、(一社)鳥取県建築士会

共催：(一社)日本建築士事務所協会連合会、(一社)鳥取県建築士事務所協会

(一社)日本設備設計事務所協会連合会、(一社)鳥取県設備設計事務所協会

(公社)日本建築家協会、(一社)日本建築構造技術者協会、(一社)建築設備技術者協会

(一社)日本建設業連合会

協力：国土交通省、(公財)建築技術教育普及センター

◎ 説明内容

- ①建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等 (DVD講習)
- ②改正建築士法の概要 (情報提供・DVD) ③鳥取県からの説明 (鳥取県建築基準条例改正等の概要)

◎ 開催地・開催日時・定員・会場・申込先

- 定員に達し次第締め切ります。(先着順、なお、一事業所当たり3名以内)
- 当日、テキストを無料で配布いたします。

【日時】平成31年3月19日(火)

10:00~12:00 (受付9:30~)

【締切】平成31年3月8日(金)

【申込先】(一社)鳥取県建築士会

【会場】伯耆しあわせの郷 大会議室

(倉吉市小田458) TEL 0858-26-5581

TEL 0857-21-7280

FAX 0857-37-2024

【定員】80名(先着順)

E-mail info@aba-tori.or.jp

参加申込書

資料、会場等の準備がありますので、参加をされる方は太枠内にご記入の上、FAXまたはメールにてお申込み下さい。

	氏名(フリガナ)	勤務先名	連絡先(電話番号)
参加者1			(勤務先・自宅・携帯)
参加者2			(勤務先・自宅・携帯)
参加者3			(勤務先・自宅・携帯)
受講票 (受講番号)		受付印	FAX・メール返信先

※当日、受付印、受講番号の記入してあるこの用紙をご持参ください。